



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 5 日 (金)
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 都市計画の変更予定 (1) (景観まちづくり課) ······ 2

告示

鳥取県告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年1月5日から同月19日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎（東伯郡琴浦町大字赤崎1140-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年1月19日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

鳥取県知事 片山善博

1 都市計画の種類及び名称

赤崎都市計画道路3・5・2号地蔵町下市線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

琴浦町大字赤崎字八幡山、字八幡坂屋敷東側、字四人畠、字四人畠頭、字東地蔵町、字地蔵町、字西谷海道之下、字西谷海道之上、字東松山、字柏谷大山道之下、字長松山、字西野海道之上、字西野、字柏谷尻、字澤山、字柏谷海道ノ下、字柏谷海道之上、字中島、字狐塚、字狐塚野、字狐塚、字狐塚ノ下、字狐塚尻、字西ヲナカケ及び字中花見